

【添付資料】

【申請時の注意事項】

1. 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
2. 申請する広告物等が複数になる場合は、②欄にその総数を記載し、その内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
3. 変更があった後、速やかに提出してください。